

お知らせ

愛媛の救急医療を守る県民運動(愛救県民運動)

9月9日の「救急の日」を含む1週間は「救急医療週間」です。

安心して救急医療を受診していただくために医療機関や救急車の適切な利用と心がけをお願いします。

普段からの3つの心がけ

○日頃からかかりつけ医を持ちましょう

○健康診断や検診などにより、病気の予防や早期発見に努めましょう

○家庭で薬を常備しましょう

受診にあたっての3つの心がけ

○なるべく通常の診療時間内に受診しましょう

○救急車で搬送されても、軽症の場合は、通常の受付順となる場合があることに留意しましょう

○休日や夜間で比較的症状の軽い人は、休日夜間救急センターや在宅当番医を利用しましょう

症状は軽いけれど、どうすれば…

○どこの病院に行けばよいか分からない場合には、えひめ医療情報ネットを参考にするか最寄りの消防署にご相談ください。お子さんの急な病気やけがの場合は子ども

地域の防災啓発活動のお手伝いをします

町では、自助・共助の推進や防災意識の啓発を図るため、地域や団体が行う防災訓練・防災講話の支援を行っています。訓練への協力、講話の開催などご希望がありましたら、お気軽にご相談ください。

自助 一人一人が自分の命は自分で守る

共助 住民が協力して地域の安全をみんなで守る

活用事例紹介

八瀬区では、町内一斉清掃の日に合わせて、毎年防災訓練を実施しています。

今年にはコロナ禍のため、防災役員などを対象に防災講話(写真1)を行いました。講話後、風水害を想定したマイ・タイムライン(写真2・災害に対する事前の準備と行動を時系列で記録しておく予定表)を作成しました。日頃からの備えや避難行動について参加者同士、熱心に意見を交わし合いました。

☎ 総務課危機管理室
(962) 6110

子ども医療電話相談 (#8000) の流れ

#8000
医療機関案内
(受付員)
救急医療相談
(看護師)

➔

助言

- 119番するようにすすめる
- 医療機関に行くようにすすめる
- 心配ないが何かあれば医療機関に行くようにすすめる
- 心配ないので昼間かかりつけ医に行くようにすすめる

↕ **状況に応じて** ↕

医師などの助言

医療電話相談 (#8000) をご利用ください。

☎ 保健センター (962) 6888
県保健福祉部医療対策課
(912) 2445



令和3年8月利用分から 高額介護サービス費の 負担限度額が見直されます

- 介護サービスを利用された際は、自己負担割合に応じた利用料を負担していただいております。高額介護サービス費とは、1カ月に支払った利用者負担の合計が負担限度額を超えたときは、超えた分が払い戻される制度です。一般的な所得の方の負担限度額は月額 44,400 円です。
- 令和3年8月からは、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定年収以上の高所得者世帯について、負担限度額の見直しを行います。

Q どのような改正がおこなわれるのですか？

A 医療保険制度の高額療養費制度に合わせ、8月1日以降に利用されたサービス分より一定年収以上の高所得者の負担限度額を以下のとおり見直します。

■ 1カ月の利用者負担の上限(令和3年7月まで) (令和3年8月から)

収入要件	利用者負担上限額
	個人 15,000円
	個人 15,000円

収入要件	世帯の上限額

※「現役並み所得者」の収入要件が細分化されます。その他の収入要件にあてはまる人については、変更はありません。

Q 見直しの対象となるケースは、どのような場合ですか？

A 介護サービスの利用者または同一世帯に年収約 770 万円以上の 65 歳以上の人がいる世帯が対象となります。

Q 医療費・介護サービス費ともに高額で、高額介護合算療養費制度（年間の医療費・介護サービス費が負担限度額を超えた場合に払戻しを行う制度）により医療費・介護サービス費の払い戻しを受けています。今回の見直しで負担が増えることはありませんか？

A 高額介護合算療養費制度等の支給要件や負担上限額に変更はないため、収入や医療・介護サービス費等が同じであれば、実質的な負担はこれまでと同額となります。